

Ⅱ 後期 基本計画

第1章 後期基本計画について

- 第1節 後期基本計画の考え方……………30
- 第2節 SDGsの視点について……………30

第2章 将来人口と都市空間形成

- 第1節 将来人口……………33
- 第2節 都市空間形成……………36

第3章 財政計画

- 第1節 本市の財政状況……………40
- 第2節 今後の財政運営の考え方……………40

第4章 分野別計画

- 第1節 分野別計画の趣旨と概要……………42
- 第2節 分野別計画の体系……………43
- 第3節 分野別計画について……………44

第5章 地域別計画

- 第1節 地域別計画の概要……………124
- 第2節 地域別計画について……………126

第1章 後期基本計画について

第1節 後期基本計画の考え方

基本計画は、基本構想に基づき、将来人口と都市空間に関する施策の方向性や、今後の財政運営の考え方等を示すとともに、基本構想に示したまちづくりの方向とまちづくりを支える政策に基づき、まちづくりの分野ごとに施策及び事業の体系を示す分野別計画と、小学校区ごとの地域づくりの方向を示す地域別計画で構成します。

分野別計画は、施策ごとの方向性を明らかにするとともに、令和3（2021）年度～令和7（2025）年度までの後期5年間の主な取り組みを示します。

地域別計画は、小学校区ごとの地域特性を活かし、地域の実態に合った地域づくりを進めるため、めざすべき地域の将来像の実現に向け、主にソフト面について、市民が主体的に行う取り組みや地域と行政が協働して行う取り組みを示します。

また、本計画を着実に推進していくため、施策の選択と集中を図るとともに、予算との連動性を強化しながら、行政評価を活用したPDCAサイクル⁵³に基づく進行管理の徹底を図ります。

第2節 SDGsの視点について

平成27（2015）年に国連サミットで採択されたSDGs（Sustainable Development Goals- 持続可能な開発目標）は、世界が抱える問題を解決するため、持続可能な社会をつくる17の目標と169のターゲットを定めており、国では「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現をめざし、経済、社会、環境をめぐる幅広い分野の課題に対して総合的に取り組むこととされています。

地方自治体においても「地方創生の深化に向けて中長期を見通した持続可能なまちづくりが重要」「自治体におけるSDGsの達成に向けた取り組みは地方創生の実現に資する」とされており、経済、社会、環境の調和による持続可能なまちづくりを進めることが求められています。

本市では「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」を実現するという国際社会の目標達成に寄与するため、基本施策とSDGsに掲げられた17の目標との関連性を整理するとともに、SDGsの達成に向けた取り組みを後期基本計画に位置付け、持続可能なまちづくりを進めます。



⁵³ PDCAサイクル：業務管理手法の一つ。（1）計画（plan）を立て、（2）計画に基づき実行（do）し、（3）実行した業務を評価（check）し、（4）改善（action）が必要な部分を検討し、次の計画に役立てる。

SDGs の 17 の目標

	目標1【貧困】 あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる
	目標2【飢餓】 飢餓を終わらせ、食料安全保障および栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する
	目標3【保健】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	目標4【教育】 すべての人々への包括的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
	目標5【ジェンダー】 ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女子の能力強化（エンパワーメント）を行う
	目標6【水・衛生】 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
	目標7【エネルギー】 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する
	目標8【経済成長と雇用】 包括的かつ持続可能な経済成長、およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用と適切な雇用を促進する
	目標9【インフラ、産業化、イノベーション】 強靱なインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業の促進、およびイノベーションの拡大を図る

10 人や国の不平等をなくそう 	目標 10【不平等】 各国内および各国間の不平等を是正する
11 住み続けられるまちづくりを 	目標 11【持続可能な都市】 包括的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する
12 つくる責任 つかう責任 	目標 12【持続可能な消費と生産】 持続可能な生産消費形態を確保する
13 気候変動に具体的な対策を 	目標 13【気候変動】 気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる
14 海の豊かさを守ろう 	目標 14【海洋資源】 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
15 陸の豊かさも守ろう 	目標 15【陸上資源】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、土地の劣化の阻止・回復および生物多様性の損失を阻止する
16 平和と公正をすべての人に 	目標 16【平和】 平和で包括的な社会の促進、すべての人々への司法へのアクセス提供、効果的で説明責任のある包括的な制度の構築を図る
17 パートナリシップで目標を達成しよう 	目標 17【実施手段】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

第2章 将来人口と都市空間形成

第1節 将来人口

1. 定住人口

定住人口：令和7（2025）年度末『9.7万人』を想定

人口減少、少子・高齢化が続く中、人口減少の抑制を図るとともに、人口構造の変化に対応した地域づくりが必要です。

本市では、出生率の向上や若年層の転出超過を改善することで、高齢者を支える世代の比率を維持しながら、**令和7（2025）年度末の定住人口の想定を約97,000人**とします。

そのため、結婚・出産・子育てへの切れ目のない支援による出生率の向上や、働きやすさ、暮らしやすさの向上により定住・転入促進を図るとともに、人口構造が変化したとしても、誰もが住み続けられる地域づくりをめざして健康づくりや福祉、安全・安心に関する施策など、「第2期総合戦略」に基づく取り組みとの整合を図りながら各種施策を推進します。

なお、令和7（2025）年度末以降の長期的な将来の人口展望については、「河内長野市まちひと・しごと創生人口ビジョン」において定めています。

■年齢3区分別人口の想定

		実績	想定
		H27（2015）年度末	R7（2025）年度末
0～14歳	人数	12,005人	9,769人
	構成比	11.0%	10.1%
15～64歳	人数	63,044人	50,130人
	構成比	57.8%	51.7%
65～74歳	人数	18,733人	14,282人
	構成比	17.2%	14.7%
75歳以上	人数	15,257人	22,768人
	構成比	14.0%	23.5%
合計人数		109,039人	96,949人

【想定人口の設定根拠】

- ・合計特殊出生率⁵⁴を令和12（2030）年度末に1.80となるよう段階的に上昇させ設定
- ・子育て世代（25～39歳）の移動率⁵⁵を1/2に縮小して設定
- ・高齢層（75歳以上）の生存率⁵⁶を府内トップレベルに設定

⁵⁴ 合計特殊出生率：女性が生涯に何人の子どもを産むかを表す指標で、15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したものの。

⁵⁵ 移動率：一定の期間内における、人口総数に占める移動者数の比率のこと。

⁵⁶ 生存率：ある年齢階層の人口が、5年後の年齢まで生き残る率のこと。生残率ともいう。

(1) 出生率の向上

子どもを安心して産み育てることができるよう、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うとともに、家庭と保健・福祉・医療・教育機関との連携を充実することで、子育てをしやすい環境づくりを行います。

あわせて、魅力ある教育の推進や雇用の確保と就労・労働環境の充実を図るなど、子育て世代の暮らしやすさを高めることにより、出生率の向上をめざします。

施策 No.11 児童福祉の推進

施策 No.12 子育て支援の充実

施策 No.13 学校教育の充実

施策 No.14 青少年の健全育成の推進

施策 No.19 男女共同参画の推進

施策 No.34 雇用の確保と就労・労働環境の充実

【第2期総合戦略】における主な位置づけ

基本目標3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

(2) 定住・転入促進

若い世代の定住を促進するため、安定した魅力あるしごとづくりが必要であることから、地域資源の活用による商工業や農林業、観光の分野にわたる産業の振興を図るとともに、雇用の創出・確保に取り組みます。

また、本市の恵まれた自然・歴史・文化や、良好な住環境などの地域資源を活かし、子どもや若者の郷土愛を育むとともに、本市への良いイメージを定着・発信することで、定住促進やU・I・Jターン⁵⁷などの市外からの転入促進を図ります。

施策 No.13 学校教育の充実

施策 No.25 市街地整備の推進

施策 No.26 住宅環境の充実

施策 No.31 商工業の振興

施策 No.32 農林業の振興

施策 No.33 観光の振興

施策 No.34 雇用の確保と就労・労働環境の充実

施策 No.35 都市ブランドの構築と魅力発信

【第2期総合戦略】における主な位置づけ

基本目標1 安定した雇用を創出する

基本目標2 新しいひとの流れをつくる

⁵⁷ U・I・Jターン：Uターン（地方から都市へ移住した後、再び地方へ移住すること）、Iターン（地方から都市へ移住する、または都市から地方へ移住すること）、Jターン（地方から大規模都市へ移住した後、地方近くの中規模都市へ移住すること）の3つの人口還流現象の総称。

(3) 誰もが住み続けられる地域づくり

子どもから高齢者まで、誰もが生きがいを持って、安全・安心に暮らし続けることができるよう、健康づくりの推進や防災・防犯対策などに取り組みます。

また、人口減少への対応として、空き家対策やコンパクトな都市づくりに取り組むとともに、協働の促進や地域コミュニティの活性化を推進し、地域活力の維持・向上を図ります。

施策 No.1 危機管理・防災対策の推進

施策 No.6 地域福祉⁵⁸の推進

施策 No.10 健康づくりの推進と医療体制の充実

施策 No.26 住宅環境の充実

施策 No.36 協働の推進と地域コミュニティの活性化

施策 No.3 防犯対策の推進

施策 No.7 高齢者福祉の充実

施策 No.25 市街地整備の推進

施策 No.29 公共交通の充実

施策 No.38 健全な財政運営の推進

【「第2期総合戦略」における主な位置づけ】

基本目標4 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、
地域と地域を連携する

2. 活動人口

(1) 活動の場や機会の創出、活動参加の促進への支援

学習の成果を地域活動の解決や地域の活性化につなげていくため、くろまる塾⁵⁹講座の充実に加えて、庁内各課や地域活動団体・ボランティア等の外部団体との連携を推進し、学びの場を通じた学習の場の確保や人材の育成などを図ります。

また、自治会や各種団体、NPOなどが行う、コミュニティ活動や市民公益活動⁶⁰への支援を充実するとともに、多様な主体による協働を促進し、市民のまちづくりへの主体的な参画を促します。

さらに、市外の人も含めて、関係人口⁶¹として本市に関わりを持ってもらえる人を増やし、まちの活力の向上につなげます。

施策 No.15 生涯学習の推進

施策 No.36 協働の推進と地域コミュニティの活性化

【「第2期総合戦略」における主な位置づけ】

基本目標4 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、
地域と地域を連携する

⁵⁸ 地域福祉：人々が安心して幸せに暮らせるよう、地域住民や社会福祉関係者など地域全体で支え合い、地域の福祉課題の解決に取り組む考え方のこと。

⁵⁹ くろまる塾：平成23(2011)年6月に開校した本市独自の生涯学習組織。「いつでも・どこでも・誰でも・なんでも・みずから」学ぶための学習の場と機会を提供していく仕組み。

⁶⁰ 市民公益活動：市民による自主的・自発的な社会貢献活動。

⁶¹ 関係人口：移住した定住人口でも、観光にきた交流人口でもない、地域と多様に関わる人のこと。

第2節 都市空間形成

1. 将来都市構造

本市がめざすべき都市空間の将来の姿について、具体的な形や規模、配置や仕組みなどの都市構造を示します。

集約連携都市（ネットワーク型コンパクトシティ）

市内を南北に鉄道が貫き、5つの谷や丘陵部を切り開いた住宅地が広範囲に広がる本市の特徴を踏まえ、地域資源を活用しながら、地域の実情に即した地域主体のきめ細かなまちづくりを推進し、「拠点」と「ネットワーク」により構成する集約連携都市（ネットワーク型コンパクトシティ）をめざします。

（1）拠点の形成

主要3駅周辺を「都市拠点」（河内長野駅）及び「地域拠点」（千代田駅、三日月町駅）と位置づけ、行政サービスや生活利便施設などの都市機能を集積し、拠点を中心に歩いて暮らせるまちづくりを進めます。また、都市機能の拠点として、「行政拠点」、「消防・防災拠点」、「地域活性・交流拠点」を位置づけます。

さらに、南花台を周辺の開発団地の拠点である「丘の生活拠点」として位置づけるとともに、開発団地や既存集落などには、必要に応じて地域の実情に即した「小さな拠点」を設置し、日常生活サービスの補助や福祉・コミュニティの拠点としての機能の充実を図ります。

（2）地域圏の形成

「都市拠点」「地域拠点」を核として、公共交通ネットワークでつながるまとまりを「地域圏」と設定し、地域圏内（開発団地・既存集落）の住民が将来にわたって拠点の都市機能を利用できるよう、公共交通サービスを維持・発展させます。また、それぞれの地域圏で不足する機能やサービスなどは、地域圏同士で相互に連携しながら確保・維持します。

さらに、居住地域から離れたところに産業集積を図る「活力創造ゾーン」を設定し、企業誘致の推進や雇用の創出により人口減少の抑制を図ります。

（3）ネットワークの形成

「拠点」と市民生活が営まれるそれぞれの生活圏を含む「地域圏」、「地域圏同士」「市外との広域連携」など、道路や公共交通などの交通基盤、人的資源や地域のつながりを含めた、人、モノ、情報の交流が行われるネットワークを形成し、それぞれが有機的に連携・補完することで、質の高い暮らしを創出します。

[illegible]

2. 土地利用の方針

(1)「まち」の土地利用

① 拠点

- ◇鉄道・バス交通、商業施設等の都市機能が集積する河内長野駅周辺を都市拠点、行政サービスが集積する市役所周辺を行政拠点と位置づけます。
- ◇千代田駅周辺、三日月町駅周辺は、それぞれの地域特性に合わせ、商業や日常生活サービス機能等を集約していく地域拠点とします。
- ◇南花台の中心地は、幹線沿道も含めた商業集積を活かし、周辺地域の生活を支える「丘の生活拠点」と位置づけ、多世代が住み慣れた場所で安心して住み続けられるまち（スマートエイジング・シティ⁶²）の形成に取り組みます。

② 住環境

- ◇拠点周辺市街地では、教育・医療・福祉施設や住宅など様々な機能の立地誘導を推進するとともに、若者から高齢者まで、駅から歩いて暮らせるまちをめざします。
- ◇住宅を基本としながら商工業も点在する既存住宅地では、良好な住環境を確保します。
- ◇郊外部の丘陵地の住宅地は良好な住環境の保全に努めるとともに、地域の魅力向上に向け、空き家・空き地などの活用や、貸庭・貸農園・出張販売ステーションなどの土地の有効利用を検討し、地域コミュニティの維持・再生を図ります。
- ◇本市の財産である自然資源の「緑」をより特徴づけ、まちの品格を高める要素となっている傾斜地における緑地は、グリーンベルト⁶³として保全に努めます。
- ◇郷土への愛着心の醸成や地域コミュニティの活性化、交流人口増加を図るため、旧高野街道などの歴史文化資源を活用するとともに、景観保全のルール作りや地区計画⁶⁴の策定も含め、まち並みの保全等について取り組みを進めます。

③ 産業

- ◇現に工場地と住宅地が混在する工業地を住工共生地として設定し、操業環境と住環境の共生を図る地域や操業環境を守る地域に分類し、計画的な環境整備を推進します。
- ◇工業団地などは、産業集積地に設定し、工場等が集まる機能的な操業環境の維持を図ります。

⁶² スマートエイジング・シティ：「大阪府市医療戦略会議提言」で示されたコンセプト。住民が住み慣れた地域で安心して快適に住み続けられ、多様な世代の新たな住民を惹きつける、超高齢社会における課題解決型の活気あるまち。モデル事業の一つとして、本市の南花台が選定された。

⁶³ グリーンベルト：段丘崖に形成された帯状の緑と、新住宅市街地の背景となる斜面地の連続した緑。緑の少ない市街地部にあっては身近な緑として、丘陵部の新住宅市街地にあっては背景緑地として機能している。

⁶⁴ 地区計画：住民の合意に基づいて、それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための計画で、都市計画法に定められている。

(2)「里」の土地利用

① 拠点

- ◇奥河内ビジターセンターや地産地消レストラン、農産物直売所をはじめ、地域活性・交流施設が集積する地区を地域活性・交流拠点（奥河内くろまろの郷）に位置づけ、広域的な交流を推進する拠点とします。
- ◇消防本部・消防署が立地する地区を、消防・防災拠点と位置づけ、大阪河内長野線・堺アクセス道路の整備と合わせ広域的な防災の役割を担う拠点とします。

② 住環境

- ◇5つの谷筋に点在する集落地では、良好な住環境の保全や自然や歴史などの特性を活かしたまちづくりに努めるとともに、集落の活力維持・向上を図り、地域の生活環境を向上します。
- ◇ふるさと景観を有する里山は、生物多様性⁶⁵の確保、良好な景観形成、市民のレクリエーションなど、多面的な機能の保全・活用を推進します。
- ◇本市の財産である自然資源の「緑」をより特徴づけ、まちの品格を高める要素となっている傾斜地における緑地は、グリーンベルトとして保全に努めます（再掲）。

③ 産業

- ◇農業地域では、食料などの安定供給、良好な景観形成、市民のレクリエーションなど多面的な機能を有する貴重な農地の保全・活用を推進します。
- ◇ふるさと農道などの沿道では、地権者や営農者の意向や暮らしに配慮しつつ、市全体の活性化、農林業の振興に資する施設の立地などについて検討を進めます。
- ◇活力創造ゾーンでは、本市の活性化に寄与する産業・ものづくりの拠点として、農地保全、営農環境の保全に十分配慮しつつ、有効な土地利用を推進します。
- ◇社会情勢や地域のまちづくりの機運の高まりに伴い開発の可能性が高い地域は、周辺地域の環境に配慮した産業施設・地域活性化施設の立地誘導を推進します。

(3)「森」の土地利用

- ◇本市の約7割を占める森林については、林業の生産の場、良好な景観の形成、レクリエーションや観光の場、保水など多様な公益的機能を有することから、保全・活用を推進します。
- ◇金剛生駒紀泉国定公園の一部となっている市域南部については自然公園地域として保全します。

⁶⁵ 生物多様性：遺伝子・生物種・生態系それぞれのレベルで多様な生物が存在していること。

第3章 財政計画

第1節 本市の財政状況

人口減少、少子・高齢化が進行している本市においては、生産年齢人口の減少等により自主財源の大半を占める市税収入の減少が予測される一方、高齢者の医療・介護にかかる社会保障関係経費の増大が懸念されます。また、今後、人口増加期に整備を行った公共施設等の更新にかかる経費の増大も財政を圧迫する要因となります。

現在、本市では行政経営改革プランに基づき、安定した財政運営に取り組んでいますが、市債の現在高は減少傾向にあるものの、経常収支比率は依然として高く、非常に硬直した状況となっています。また、財政調整基金については、必要に応じて取り崩しを行っていますが、今後さらなる厳しい財政状況が予測される中で、可能な限り基金に頼らない財政運営が求められています。

このような厳しい状況を改善していくためには、今後の財政収支を踏まえ、選択と集中による効果的・効率的な財政運営がより一層必要となっています。

第2節 今後の財政運営の考え方

財政計画に定める財政収支の見通しについては、歳入は定住人口の想定を考慮した上で一定の推計を行っていますが、歳出は社会経済動向や国・府の方針、新型コロナウイルス感染症の影響など、予測が困難な要因が大きいことから、収支の均衡という前提に立ち、歳入の範囲内で歳出予算を組むことを財政運営の基本とします。

今後、人口減少や高齢化により、市税の減少などの歳入の減少が予測される中で、社会保障関係経費の増加や、公共建築物やインフラ施設の維持管理・更新などの課題に対応するとともに、新たな課題への対応や本市の発展に向けたまちづくりを推進していく必要があります。

そのため、歳入面では、定住・転入の促進や産業振興等により市税の増加を図るなど、さらなる財源の確保に努めるとともに、歳出面では、効果的・効率的な行政運営を推進し、行政評価を活用した事業の見直しや、施策の選択と集中を図ることにより、総合計画を着実に実行していくこととします。

第4章

分野別計画

施策No.

第1節	分野別計画の趣旨と概要	42
第2節	分野別計画の体系	43
第3節	分野別計画について	44
1	危機管理・防災対策の推進	46
2	消防・救急・救助体制の強化	48
3	防犯対策の推進	50
4	交通安全対策の推進	52
5	消費生活の安定と向上	54
6	地域福祉の推進	56
7	高齢者福祉の充実	58
8	障がい者福祉の充実	60
9	社会保障制度の適正な運営	62
10	健康づくりの推進と医療体制の充実	64
11	児童福祉の推進	66
12	子育て支援の充実	68
13	学校教育の充実	70
14	青少年の健全育成の推進	72
15	生涯学習の推進	74
16	歴史文化遺産の保存・活用及び文化芸術の振興	76
17	生涯スポーツ活動の振興	78
18	人権と平和の尊重	80
19	男女共同参画の推進	82
20	多文化共生と国際交流の推進	84
21	自然環境の保全・活用	86
22	循環型社会の構築	88
23	快適な生活環境の確保	90
24	魅力的な景観の形成	92
25	市街地整備の推進	94
26	住宅環境の充実	96
27	公園・緑地の整備	98
28	道路基盤の整備	100
29	公共交通の充実	102
30	上下水道の整備	104
31	商工業の振興	106
32	農林業の振興	108
33	観光の振興	110
34	雇用の確保と就労・労働環境の充実	112
35	都市ブランドの構築と魅力発信	114
36	協働の推進と地域コミュニティの活性化	116
37	効果的・効率的な行政運営の推進	118
38	健全な財政運営の推進	120

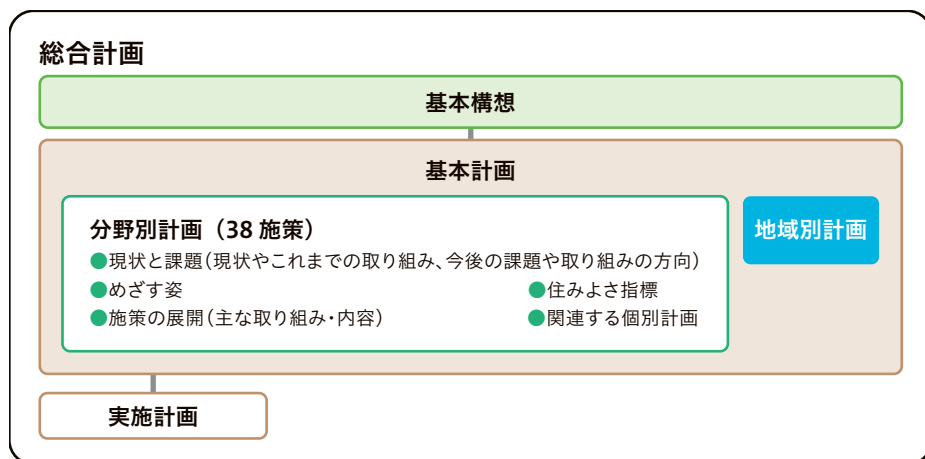
第4章 分野別計画

第1節 分野別計画の趣旨と概要

1. 分野別計画の趣旨と内容

分野別計画は、基本構想に示した「まちづくりの方向」と「まちづくりを支える政策」に基づき、基本理念や将来都市像などを実現するため、まちづくりの分野ごとに施策、主な取り組みの体系を示し、本市のまちづくりを計画的に推進するために策定するものです。

それぞれの施策については、現状と課題を踏まえ、めざす姿と住みよさ指標を設定するとともに、その達成に向けた効果的な施策の展開などを示します。



2. 分野別計画の期間

分野別計画は、施策ごとの方向性を明らかにするとともに、施策の展開については令和3(2021)年度～令和7(2025)年度までの後期5年間を対象とします。

3. 地域別計画との関係

分野別計画では、まちづくりの分野ごとに「めざす姿」を設定し、その実現に向けて行政が主体となって取り組む施策や主な取り組みなどについてまとめています。

一方、地域別計画は、地域のめざす将来像に向けて、市民が主体的に取り組むものや市民と行政の協働による取り組みをまとめています。また、地域別計画には「地域づくりを支える主な施策」として、分野別計画に示している関連施策をまとめており、地域別計画との連携・調整を図りながら、地域特性に合った効果的なまちづくりを進めていきます。

第2節 分野別計画の体系

1. まちづくりの方向

■ 基本目標1 「安全・安心・支えあい」の暮らしやすいまち

分野別政策1 安心を築く危機管理・安全対策の推進

施策No.1 危機管理・防災対策の推進 施策No.2 消防・救急・救助体制の強化
 施策No.3 防犯対策の推進 施策No.4 交通安全対策の推進 施策No.5 消費生活の安定と向上

分野別政策2 みんなで共に支えあう福祉の充実と仕組みづくり

施策No.6 地域福祉の推進 施策No.7 高齢者福祉の充実 施策No.8 障がい者福祉の充実
 施策No.9 社会保障制度の適正な運営

分野別政策3 誰もが元気で暮らせる健康づくり

施策No.10 健康づくりの推進と医療体制の充実

■ 基本目標2 「育み・学び・思いやり」の質の高いまち

分野別政策4 子どもが健やかに育つ環境の整備

施策No.11 児童福祉の推進 施策No.12 子育て支援の充実

分野別政策5 ふるさとへの誇りを高め未来を拓く教育の推進

施策No.13 学校教育の充実 施策No.14 青少年の健全育成の推進

分野別政策6 生涯にわたる多様な学びの推進

施策No.15 生涯学習の推進 施策No.16 歴史文化遺産の保存・活用及び文化芸術の振興
 施策No.17 生涯スポーツ活動の振興

分野別政策7 一人ひとりを大切にする思いやりのあるまちの推進

施策No.18 人権と平和の尊重 施策No.19 男女共同参画の推進
 施策No.20 多文化共生と国際交流の推進

■ 基本目標3 「潤い・快適・活力」のにぎわいのまち

分野別政策8 豊かな自然と暮らしが調和する環境づくり

施策No.21 自然環境の保全・活用 施策No.22 循環型社会の構築
 施策No.23 快適な生活環境の確保 施策No.24 魅力的な景観の形成

分野別政策9 地域経済活力や生活利便性を高める都市基盤づくりとマネジメント

施策No.25 市街地整備の推進 施策No.26 住宅環境の充実 施策No.27 公園・緑地の整備
 施策No.28 道路基盤の整備 施策No.29 公共交通の充実 施策No.30 上下水道の整備

分野別政策10 にぎわいと活力を創造する地域産業の振興

施策No.31 商工業の振興 施策No.32 農林業の振興 施策No.33 観光の振興
 施策No.34 雇用の確保と就労・労働環境の充実

包括的政策 都市魅力の創造と効果的な発信

施策No.35 都市ブランドの構築と魅力発信

2. まちづくりを支える政策

基本政策1 協働によるまちづくり

施策No.36 協働の推進と地域コミュニティの活性化

基本政策2 「選択と集中」による行政運営の推進

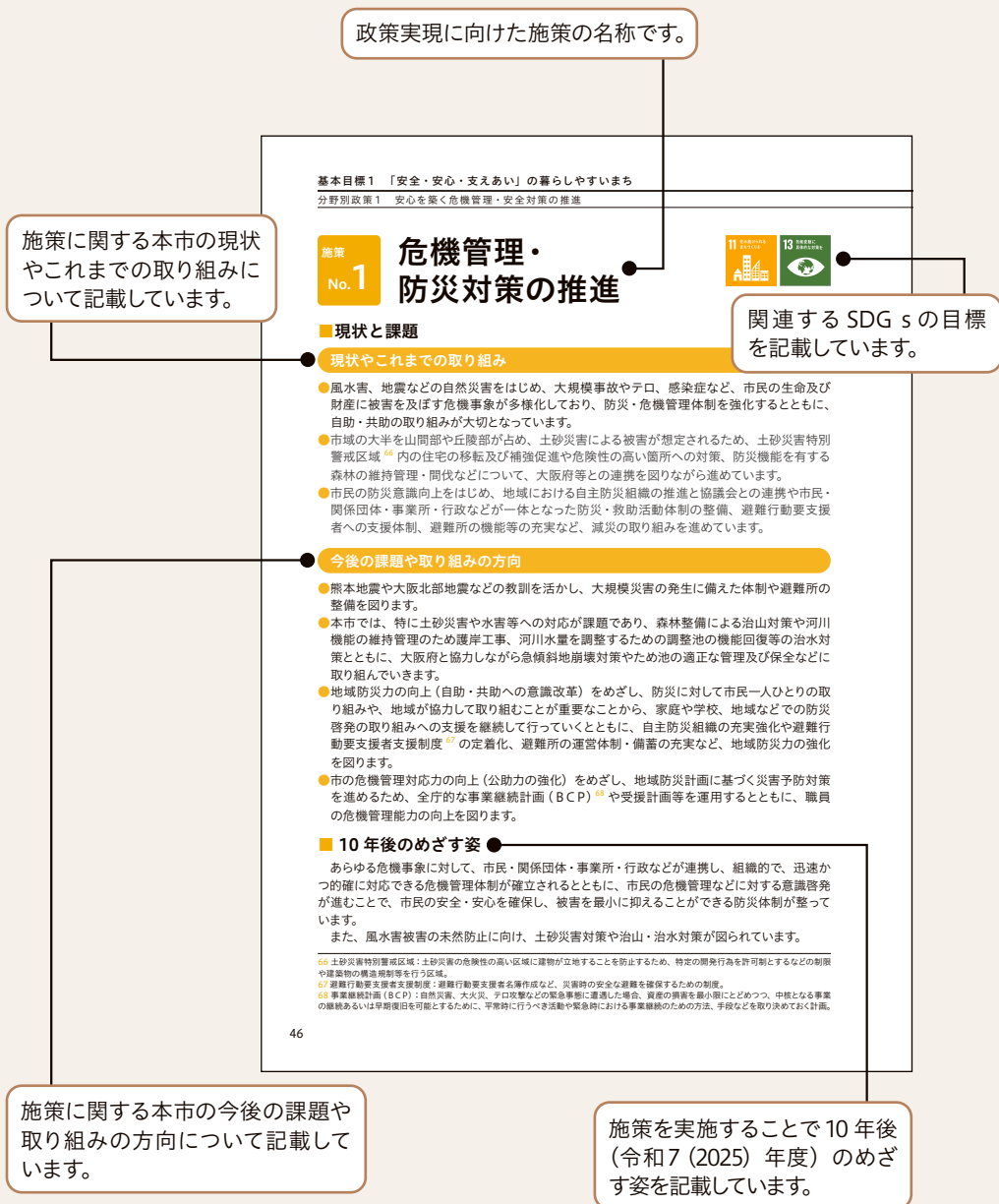
施策No.37 効果的・効率的な行政運営の推進

基本政策3 安定した財政基盤の確立

施策No.38 健全な財政運営の推進

第3節 分野別計画について

※分野別計画の見方について



施策の目標を指標化しています。基準値は、前期基本計画作成時点の数値を記載しています。目標値は計画の最終年次である令和7(2025)年度末時点の数値としています。

後期基本計画 第4章 分野別計画

●住みよさ指標

指標名	基準値	中間値		目標値
	実績 (H27)	目標 (R2)	実績 (R1)	目標 (R7)
自主防災組織化率	61.3%	80%	68.9%	100%
地域防災活動参加者数	5,725 人	6,700 人	3,885 人	4,000 人
(参考)「防災」に関する市民満足度	19.2%	30.0%	18.1%	40.0%

●施策の展開

No.	主な取り組み	担当課
1	防災意識の普及・啓発	危機管理課
	内 充・地域主体の防災訓練支援の強化	
	内 継・地域防災計画の見直し	
	内 継・防災ガイドマップや地域版ハザードマップ作成	
2	防災組織の強化	危機管理課 全課
	内 充・自主防災組織の育成及び充実・強化	
	内 充・避難所運営体制の充実と周知促進	
	内 充・避難所運営マニュアルの作成支援	
	内 充・情報伝達手段の多量化・多様化の促進	
	内 継・災害時相互応援協定を締結している市との連携強化	
3	災害応急対策の充実	危機管理課 全課
	内 充・災害時備蓄物資計画に基づく食糧品、備品等の充実	
	内 継・全庁的な事業継続計画(BCP)に基づく取り組みの推進	
	内 継・避難行動要支援者の把握と適切な支援体制の構築	
4	土砂災害、河川災害対策の推進	公園河川課 農林課
	内 継・急傾斜対策施設及び砂防施設の整備	
	内 継・森林、河川の整備・管理による治山・治水対策の推進	
	内 充・調整池の機能回復、排水路の改良、排水機能の向上	
5	危機管理対策の推進	危機管理課 健康推進課
	内 継・職員の危機管理能力の向上のための研修及び訓練の実施	
	内 継・広報等による危機管理意識の周知啓発	
	内 充・市民・関係団体・事業者・関係機関との情報共有及び情報提供体制の充実	
	内 継・国民保護計画及び国民保護措置実施マニュアルの見直し	
	内 充・避難勧告等判断伝達マニュアル等(備蓄、感染症対策含む)の運用	
	内 継・感染症予防に向けた周知啓発及び医師会等との連携強化	
	内 継・生活安全対策の推進	

●関連する個別計画

計画名	計画期間
河内長野市国民保護計画	H28(改訂)～
河内長野市新型インフルエンザ等対策行動計画	H26～
河内長野市地域防災計画	R3～

69 マンホールトイレ：マンホールの上に簡易な便座や「ネル」を設け、災害時において迅速にトイレ機能を確保するもの。

47

施策実現に向けて、後期5年間で取り組む主な取り組み内容や、主な担当課を記載しています。なお、取り組み内容については、新(新規)、充(充実)、継(継続)に区分しています。

施策に関連する個別計画について、計画名と計画期間を記載しています。